
差出人: 一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局
送信日時: 2020年4月8日水曜日 18:04
宛先:
件名: 【JSLA】雇用調整助成金の要件緩和の要請について

会員各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大のため、昨日、緊急事態宣言が発出されました。
会員企業の皆様も、日々難しい対応を迫られ、苦慮されていると思います。

雇用調整助成金については特例措置が講じられていますが、「休業等規模要件を
満たさないため利用できない」として、要件緩和を求める声が協会に寄せられております。

このため、会員企業の皆様が雇用の維持に積極的に取り組めるよう、下記のとおり、
厚生労働省に要件緩和を要請しましたので、お知らせします。

協会としては、引き続き、皆様の事業活動が円滑に展開できるよう、最大限の努力を
してまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

(参考)

厚生労働省HP

○雇用調整助成金の特例措置の追加

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618281.pdf>

(本リーフレットの末尾「その他の支給要件」の最後に休業等規模要件が記載されています。)

○雇用調整助成金の特例措置の拡大

<https://www.mhlw.go.jp/content/000615395.pdf>

【 4月7日に厚生労働省に行った要請 】

厚生労働省職業安定局

雇用開発企画課 松永課長 様

需給調整事業課 松原課長 様

いつもお世話になっております。

この度も、雇用調整助成金の特例措置に積極的にお取り組みいただき、感謝しております。

製造業においても、自動車関係をはじめ、生産調整が広がっており、会員企業も雇用の維持に苦労しております。

派遣先メーカーの都合により、生産が停止し、派遣労働者も休業を余儀なくされるケースが多く生じていますが、派遣事業者が雇用調整助成金を利用しようとする場合、ネックになっているのが、「**休業等規模要件**」（休業等の延日数が対象労働者の所定労働延日数 1/20(1/15)以上）です。

ご承知のとおり、派遣元事業者は多様な業種、業務に派遣しているため、特定の生産現場が停止しただけでは休業等規模要件を満たさない場合も多く、特に、大企業の場合にはその可能性が高いです。

派遣先は、「生産停止は新型コロナによる不可抗力であるので、休業補償はできない。派遣元は雇用調整助成金を利用して対応してほしい。」とする者が多く、会員企業から、休業等規模要件の緩和を求める声が多く寄せられています。

ご承知のとおり、会員企業はコンプライアンスを重視し、派遣労働者、特に有期雇用労働者の雇用の維持に取り組んでいますが、休業手当を全額自己負担することは極めて困難です。

派遣労働者の雇用の確保の緊急性、重要性にかんがみ、休業等規模要件を早急に緩和していただくよう、お願いいたします。